

## 令和4年成人式典のお知らせ

町では、新成人の門出を祝い、令和4年の成人式典を開催します。  
今年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、出身中学校ごとに分かれた2部制で開催します。  
また、新型コロナウイルス感染症の状況により、日程が変更・中止となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。  
なお、町外に住所を有する方は、町生涯学習課まで直接ご連絡ください。

▶日時 令和4年1月9日(日)  
【第1部】出身中学校 **明光中学校**  
式典 午前10時～午前10時30分 受付 午前9時30分～  
【第2部】出身中学校 **青葉中学校**  
式典 午前11時30分～正午 受付 午前11時～

※町外中学校出身者は、ご都合の良い時間帯へご出席ください。  
※原則、成人者以外の方（保護者・ご親族）は会場へ入場いただけません。

▶場所 茨城町立中央公民館大ホール  
▶対象 生年月日が平成13年4月2日から平成14年4月1日までの方

【問合せ先】 生涯学習課 社会教育グループ ☎ 029-240-7122（直通）  
（茨城町駒場庁舎）

## 茨城町立地適正化計画(案)に関する意見公募を実施しています

茨城町では今後、市街化区域において効率的で効果的な土地利用を行い、町民が快適な都市生活を現実にできるように、茨城町立地適正化計画(案)を作成しました。この立地適正化計画(案)について、皆様からのご意見をお聞きするため、意見公募（パブリック・コメント）を実施しています。

- 名称 茨城町立地適正化計画(案)
- 閲覧場所 町ホームページ及び都市建設部都市整備課（11番窓口）
- 意見募集対象者 町内に住所を有する方、町内に事務所・事業所を有する方、町内に勤務する方、町内の学校に在学する方、町税を納税している方
- 閲覧及び意見提出期間 12月13日(月)～令和4年1月11日(火) ※閉庁日は除く
- 意見書の提出方法 意見提出用紙に必要事項とご意見を必ず記入し、郵送やFAX、メール等により都市整備課(11番窓口)に提出してください。なお、提出された意見提出用紙は返却しません。
- 意見書の提出先 都市建設部都市整備課（11番窓口）  
〒311-3192 茨城町小堤1080番地 茨城町都市建設部都市整備課あて  
FAX 029-292-6759 メール tosikei@town.ibaraki.lg.jp

### 提出された意見の取扱いについて

提出されたご意見については、住所・氏名等の個人情報を除き、町ホームページで公表するとともに、今後の立地適正化計画策定に役立てます。なお、ご意見をいただいた方に対して、個別の回答はしません。ご了承ください。

茨城町立地適正化計画(案)や意見提出用紙は町ホームページに掲載しております。ご利用ください。

【問合せ先】 都市整備課 ☎ 029-240-7116（直通）

国民健康保険・後期高齢者医療保険にご加入のみなさまへ

## 交通事故などにあつたときはまず連絡を!

交通事故など第三者(自分以外の人)による行為で負傷した場合の治療費は、国民健康保険または後期高齢者医療保険が一時的に立て替え払いし、加害者に請求することになります。



事故にあつてしまったら…  
保険課へ速やかに連絡をお願いします。  
保険証が使えない場合があります。

相手の住所・氏名・電話番号など、身元を確認しましょう。  
※単独の事故の場合も届け出をお願いします。



### ○示談を結ぶ前にご連絡ください

治療費を受け取ったり示談を結んだりしてしまうと、給付ができなくなる場合があります。  
示談の前に必ず保険課にご連絡ください。

### 第三者による行為に該当するものの例

- ・交通事故による負傷  
（バイクや自転車による事故も含みます）
- ・不当な暴力や傷害行為による負傷
- ・他人が飼っているペットによる負傷 など

【問合せ先】 保険課 ☎ 029-240-7113（直通）

安価で安心  
ジェネリック医薬品を利用しましょう!!

## 事業用施設や事務所等を新設・増設する予定のある企業や個人の皆様へ

茨城県では、企業立地等の促進を図るため、県内において事業用施設や事務所を新設・増設した企業や個人が利用できる「県税の特別措置」を設けています。

### ▶対象税目

法人事業税、個人事業税、不動産取得税、県が課税する固定資産税

### ▶県税の特別措置の一例

- ・対象事業（製造業、情報通信業、運輸業等）の用に供する事務所又は事業所を県内に新設又は増設し、県内における従業者が5人以上増加した法人  
→ 不動産取得税課税免除
- ・県内において、本社機能の移転又は拡充する事業を行うものとして、知事の認定を受けた法人又は個人事業者  
→ 事業税（法人、個人）の税率を増加した従業者数の割合に応じて3年間軽減  
不動産取得税を軽減

県税の特別措置を利用するにあたっては、各種の要件があり、期限までに手続きが必要です。詳しくは、茨城県水戸県税事務所までお問い合わせください。

【問合せ先】 茨城県水戸県税事務所 ☎029-221-4800（課税第一課：法人事業税、個人事業税）  
☎029-221-4820（課税第二課：不動産取得税）